

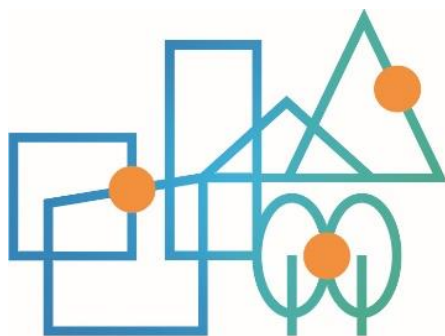
泉パークタウンエリア(紫山3・4丁目)にお住まいの方向け

令和6年度

仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金

【既存住宅の断熱改修】

申請の手引き



脱炭素先行地域

【問合せ先】

もり みやこだつたんそ

杜の都脱炭素センター ☎(022)745-2030

受付時間 木～日曜日の午前9時から午後5時まで(祝日も受付)

※月～水曜日及び年末年始(令和6年12月29日～令和7年1月3日)はお休み

ホームページ <https://sendai-zero-carbon.jp>



【申請書等の提出先】

〒980-0811

仙台市青葉区一番町2丁目8-25 NTT 東日本仙台青葉通ビル

株式会社 NTT ネクシア東北センター内 杜の都脱炭素センター あて

令和6年7月

仙台市環境局先行地域推進室

(第1版)

※ 申請にあたっては「仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金 申請の手引き」も必ずご確認ください。

仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金

【既存住宅の断熱改修】を申請される皆様へ

この補助金の活用を検討される方は、以下の点を十分に確認した上で、交付申請してくださいようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が本市に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 本市の補助金交付決定の日より前に、補助対象事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができません。
ただし、やむを得ず交付決定の日よりも前に事業に着手しなければならない場合で、「事前着手届出書」(様式第3号)を提出の上、不備がないことを本市が確認した場合は、この限りではありません。
3. この補助金により取得した設備を補助金の目的以外の用途に使用することはできません。補助金の目的を達成するよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。
なお、本市は必要に応じて、取得設備の管理状況等について現地調査等を行うことがあります。
4. 取得設備を処分(譲渡、交換、貸付、廃棄など)しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書」(様式第12号)を本市に提出し、その承認を受けなければなりません。未承認のまま財産処分が行われた場合、本市は交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることがあります。
5. 本市は、補助金の交付決定を受けた者及び交付を受けた者に対し、再エネ発電量やCO2削減量等に関するアンケートについて協力を求めることがあります。

目次

1. 目的.....	- 1 -
2. 補助金申請の流れ.....	- 2 -
3. 補助要件.....	- 3 -
(1) 補助の対象となる者及び住宅の要件	- 3 -
(ア) 補助の対象となる者.....	- 3 -
(イ) 補助の対象となる住宅.....	- 3 -
(2) 補助の対象となる製品の要件	- 4 -
(ア) ガラス・窓・断熱材.....	- 4 -
(イ) 玄関ドア	- 4 -
(3) 補助の対象となる改修の要件	- 5 -
(ア) 改修する居室等と部位について	- 5 -
(イ) 窓・ガラスの工法及び施工について	- 9 -
(ウ) 断熱材(天井・外壁・床)の施工について.....	- 9 -
(エ) 玄関ドアの改修について	- 11 -
(オ) 既設の窓・ガラス・断熱材について.....	- 11 -
4. 補助金額について.....	- 11 -
5. 交付申請等の受付・提出期間.....	- 12 -
(1) 交付申請の受付期間・提出先.....	- 12 -
(2) 実績報告書の提出期間・提出先.....	- 12 -
(3) 補助金交付請求書の提出期間・提出先.....	- 13 -
6. 交付申請に必要な書類.....	- 13 -
7. 実績報告に必要な書類.....	- 24 -
8. 補助金の交付.....	- 27 -
9. 取得財産の管理・処分.....	- 27 -
10. 再エネ100%電力契約状況の報告	- 27 -
11. 補助事業完了後の市への協力.....	- 27 -

1. 目的

本市は、令和3年3月に「2050年ゼロカーボンシティ」の宣言を行うとともに、「仙台市地球温暖化対策推進計画」(令和6年3月改定)において、令和12年度における温室効果ガス排出量を平成25年度比で55%以上削減するとの目標を設定し、市民・事業者の皆さまと協働して「脱炭素都市づくり」の取り組みを進めています。

このような中、令和5年11月、本市は、脱炭素・カーボンニュートラルを目指す全国のモデルとなる地域を、環境省が全国で100か所程度選定する「脱炭素先行地域」に選ばれました。

本市の「脱炭素先行地域」は、「109万市民の“日常”を脱炭素化～「働く人」「暮らす人」「訪れる人」が豊かな時間を過ごせる“新たな杜の都”～」をテーマに、定禅寺通エリア、泉パークタウンエリア(紫山3丁目・4丁目)、東部沿岸エリアを対象地域として、令和6年度から令和12年度まで脱炭素に資する様々な取組を展開します。

このうち、泉パークタウンエリア(紫山3丁目・4丁目)では、太陽光パネルの導入や断熱改修等による「住宅の脱炭素リノベーション」に取り組むこととしており、住民の皆さまの設備導入等を支援することを目的として、令和6年度から令和10年度までの5年間、国の交付金を活用した補助事業を実施します。

補助事業の申請にあたっては、本事業の趣旨を十分にご理解いただいた上で、「令和6年度 仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)における既存住宅の断熱改修 申請の手引き」(以下「本手引き」という。)のほか、関連する以下の資料を必ず確認してください。

- 仙台市補助金等交付規則
- 仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付要綱(以下「要綱」という。)
- 令和6年度 仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金 申請の手引き
- 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領

※本市の「脱炭素先行地域-補助金情報サイト」は、以下のリンクをご参照ください。

URL:<https://sendai-zerocarbon.jp>

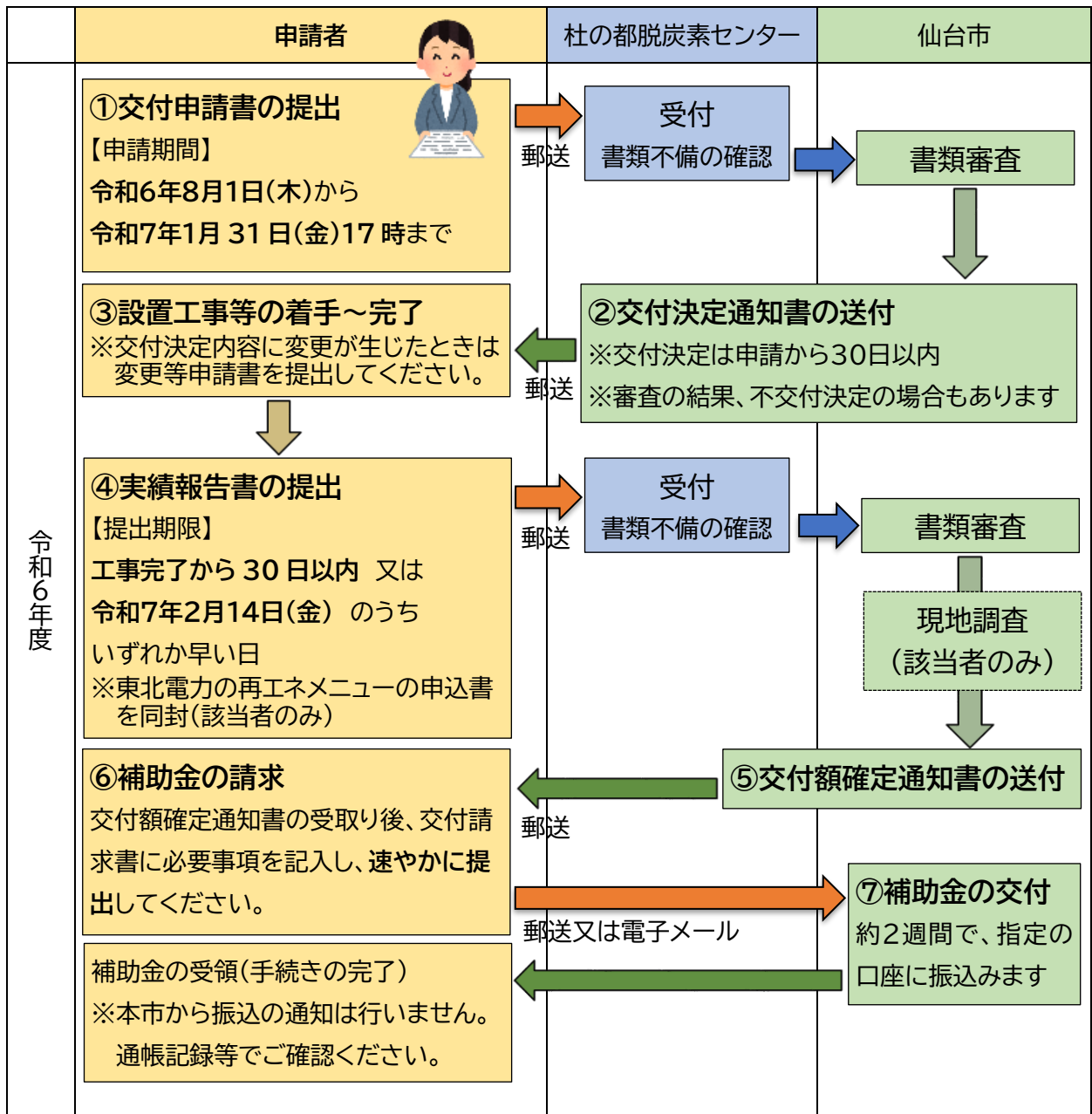
※国の「脱炭素先行地域・脱炭素地域づくり支援サイト」は、以下のリンクをご参照ください。

URL:<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/>

2. 補助金申請の流れ

補助申請期間（令和6年度）

令和6年8月1日（木）～令和7年1月31日（金）



Q 交付決定の前に着手した場合は、補助対象にはならないのでしょうか。

A 原則、対象とはなりません。ただし、工期の関係などでやむを得ず交付決定の前に事業に着手する場合は、「事前着手届出書」(様式第3号)を提出し、確認を受けてください。なお、事前着手した場合でも、速やかに交付申請書を提出してください。

Q 申請手続きを事業者代行してもらうことはできますか。

A 事業者による申請の代行ができます。ただし、事業者が申請手続きを代行する場合であっても、申請者・補助金交付先は導入設備を使用する方です。

3. 補助要件

- ・「(1)補助の対象となる者及び住宅の要件」を満たしていること
- ・「(2)補助の対象となる製品の要件」を満たしていること
- ・「(3)補助の対象となる改修の要件」を満たしていること
- ・CO2排出の削減に効果があるものであること。
- ・各種法令等に遵守した改修であること。
- ・整備する設備に係る調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り補助対象に含めることとし、その補助率等は当該設備整備の補助率等と同じとすること。
- ・事業に関する契約相手方について、原則として2者以上の見積り合わせにより選定すること。
- ・原則として、本市に事業実施の届出を行った事業者によるものであること。※1
- ・原則として、同一対象住宅における断熱改修について、1度もこの補助金の交付を受けていないこと。
- ・断熱改修について、国、本市が実施する他の補助金の交付決定を受けていないこと。
- ・事業を実施した対象住宅の使用電力を、再エネ100%電力にすること(補助金の交付を受けた年度の翌々年度までに切り替え)。

※1 事業者届出制度について

泉パークタウンエリア(紫山3丁目・4丁目)において補助金を活用して実施する断熱改修は、以下のことを踏まえ、事業者届出制とします。未届け事業者による断熱改修は、原則として補助対象外となります。届出済事業者の一覧は「杜の都脱炭素センター」のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

【届出制とする目的】

- ・ 需要家の安心の確保 : 悪質な訪問販売事業者等による勧誘の防止
- ・ 事業の着実な推進 : 事業趣旨及び補助制度を熟知した担い手による事業の着実な推進

(1) 補助の対象となる者及び住宅の要件

(ア) 補助の対象となる者

- ・ 補助対象住宅を所有し、常時居住する個人(引越しする方など予定者を含む)。
- ・ 買取再販業者等の法人(既存住宅を買い取り所有し、本補助金により改修を行った住宅を住宅購入者に販売する事業者)。※1
- ・ 本市の市税を滞納していない者
- ・ 暴力団等と関係を有していない者

※1 買取再販業者等が既存住宅を買い取り、本交付金によって、既存住宅断熱改修を行った住宅を住宅購入者に販売する場合、交付金額相当分が住宅購入者に還元されるものであること。また、補助事業者(申請者)又は補助事業者(申請者)と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係る場合は、補助対象経費は該当する者の利益相当分を排除した額となる。

(イ) 補助の対象となる住宅

- ・ 仙台市泉区紫山3丁目・4丁目に所在する戸建既築住宅であること(新築工事は補助対象外。令和6年8月1日に所在する住宅を対象とする)。

- ・ 専用住宅であること。
店舗、事務所等との併用住宅や集合住宅、公営住宅、業務用建築物(オフィス、ホテル等)は補助対象外とする。

(2) 補助の対象となる製品の要件

(ア) ガラス・窓・断熱材

- ・ 環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅の断熱リフォーム支援事業)」の対象となる未使用の製品であること。

参考URL:<https://ekes.jp/>



- ・ 断熱材についてはさらに以下A)～C)の条件を満たすこと。

A)表1の性能値を満たすこと(重ね貼りも可とする)

表1 部位別の必要な性能値

熱抵抗値 R (㎡・K)/W		
天井	外壁	床
2.7以上	2.7以上	2.2以上

B)熱伝導率(λ値)が0.042以上の断熱材(グレードがD4のものは、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材のみ対象とする。

C)吹込み、吹付け製品を施工する場合、補助対象製品ごとに登録された指定施工業者が行うこと。

Q 屋根断熱も補助対象になりますか？

A 屋根断熱は天井断熱の一種とし、本事業で選択する部位における「天井」とみなします。天井に必要な要件を満たす製品や施工方法を用いて改修してください。なお屋根葺替や屋根・壁の断熱塗装、防水工事等の断熱材を用いない工事は補助対象となりません。

(イ) 玄関ドア

- ・ 玄関ドアは、ガラス・窓・断熱材による改修と同時に導入する場合のみ補助対象とする。
- ・ 改修する場合は、次のA)～C)のいずれかの要件を満たすこと。

A)熱貫流率が4.7W/(㎡・K)以下であること。

B)戸と枠の組み合わせが表2のとおりであること。

C)建具内部の断熱材の仕様からA)又はB)と同程度の性能と判断されること。※1

- ・ 市場投入され一般に入手できる製品であること。
- ・ 欄間付き、袖付きは補助対象外とする。※2

※1 添付資料からA)又はB)と同程度の断熱性能があると判断できる場合は対象とするので、事前に相談してください。

※2 玄関ドアを改修する場合はできるだけ開口部の少ないものを採用してください。

表2 補助対象となる戸と枠の組み合わせ

戸の仕様 枠の仕様	金属製高断熱フラッシュ構造		金属製断熱フラッシュ構造		金属製フラッシュ構造		金属製ハニカムフラッシュ構造		金属製またはその他	
	複層ガラス	ガラスなし	複層ガラス	ガラスなし	複層ガラス	ガラスなし	複層ガラス	ガラスなし	複層ガラス	ガラスなし
金属製熱遮断構造	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
樹脂と金属の複合材料製	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
金属製またはその他	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×

「住宅省エネルギー技術講習テキスト(基準・評価方法論)」令和2年度国土交通省補助事業の表を元に作成

(用語)

【金属製高断熱フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸のうち、戸の厚さ60mm以上のものをいう。

【金属製断熱フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸をいう。

【金属製フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を充填した構造の戸をいう。

【金属製ハニカムフラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間の密閉空気層を紙製又は水酸化アルミニウム製の仕切り材で細分化した構造の戸をいう。

【金属製熱遮断構造(建具)】

金属製の建具で、その枠及び框等の中間部を樹脂等の断熱性を有する材料で接続した構造をいう。

(3) 補助の対象となる改修の要件

(ア) 改修する居室等と部位について

- ・ 改修する部位は、表3 エネルギー計算結果早見表の組合せ番号から選択し、最低改修率の要件を満たすこと。
- ・ 居間又は主たる居室(就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等)を中心に改修すること。居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても補助対象とならない。
- ・ 導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、早見表で選択した改修部位については、改修する居室等の外皮部分全てに設置・施工すること。
- ・ 断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、外皮部分(外気に接する部分)のみ補助対象とする。

- ・ 玄関外皮の窓を改修する場合は、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部(袖ガラス・欄間ガラス等)は改修を要件としない。

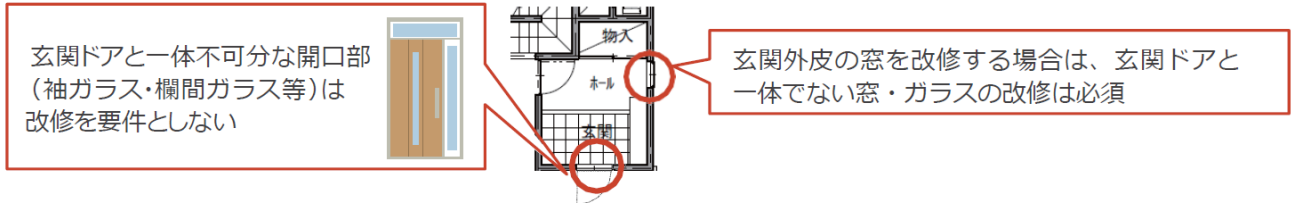


表3 エネルギー計算結果早見表

断熱 部位数	組合せ 番号	部位				最低 改修率(%)
		天井	外壁	床	窓・ガラス	
4部位	1	○	○	○	窓、ガラス	25
3部位	2	○	○		窓、ガラス	25
	3	○	○	○		25
	4		○	○	窓、ガラス	25
	5	○		○	窓、ガラス	25
	6	○	○			25
2部位	7	○		○		25
	8	○			窓、ガラス	25
	9		○		窓、ガラス	40
	10		○	○		40
	11			○	窓、ガラス	40
1部位	12				窓	100

■改修率の算出方法について

- ① 住宅の延べ床面積を算出してください。
- ② 断熱改修する居室等と部位を決め、補助対象床面積を算出してください。
【補助対象床面積合計＝改修する居室等の床面積の合計】
- ③ 下記の計算式により、改修率を計算してください。

$$\text{改修率(\%)} = \frac{\text{補助対象床面積合計(m}^2\text{)}}{\text{延床面積(m}^2\text{)}} \times 100$$

- ④ 「エネルギー計算結果早見表」を確認してください。
 <確認方法> ③で求めた改修率が早見表の最低改修率より上回っていれば申請ができます。
 <参考例> 天井、外壁、窓・ガラスの3部位改修の場合
 ⇒早見表から、組合せ番号は2、最低改修率は25%となります。
 ⇒③で求めた改修率が25%以上であれば、補助対象となります。

<計算例>

- * 参考例を基に計算
- * 計算は全て小数点第3位切捨て

① 住宅の延べ床面積を計算します。

- ・1階の床面積が77.42㎡
 - ・2階の床面積が66.66㎡の場合
- 延べ床面積 = 144.08㎡



② 補助対象床面積を計算します。

- ・1階の床面積が66.04㎡
 - ・2階の床面積が61.69㎡の場合
- 補助対象床面積 = 127.73㎡



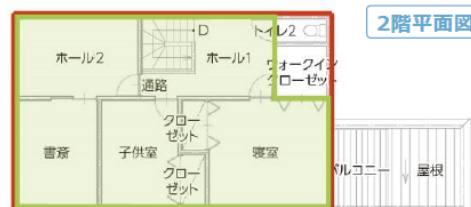
③ 改修率を計算します。

$$\text{改修率(\%)} = \frac{127.73(\text{m}^2)}{144.08(\text{m}^2)} \times 100 = 88.6(\%) \rightarrow 88(\%)$$

小数点第1位は切捨てし整数で表記します。

浴室の床及び玄関等の土間床は断熱改修工事が困難な場合も、当該部分は「補助対象床面積」として改修率へ算入できる。

<参考例>

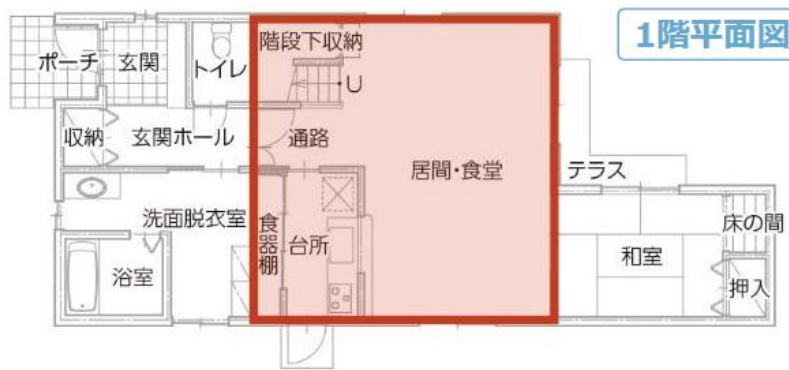


住宅の床面積部



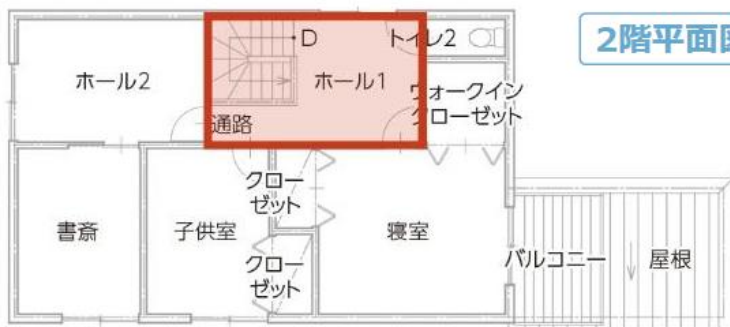
補助対象床面積部

【注意事項】同一空間の考え方



1階平面図

間仕切りがなく、空間がつながっている場合(吹抜け、階段等)は、同一空間と見なし、改修する居室等に含んでください。



2階平面図

1階の居間・食堂を改修する場合は、階段で空間がつながっているホール1も改修する居室等に含む必要があります。

(イ) 窓・ガラスの工法及び施工について

- 窓の改修工法は、カバー工法窓取付※1・外窓交換・内窓取付、ガラスの改修工法は、ガラス交換とする。なお、ガラス交換においては熱貫流率(Ug値)1.5以下の製品に限り補助対象とする。

- 以下の窓は改修を要件としない。

換気小窓※2	30×20cm以下のガラス窓
ジャロジー窓※3	ガラスブロック
天窓※4	テラスドア※5
勝手口ドア※5	

※1 既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける工法をいう。

※2 障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓をいう。

※3 細長い複数のガラスなどを並べた窓をいう。

※4 天窓について、補助対象製品を用いて補助要件を満たす改修を行う場合は補助対象とする。

※5 テラスドア、勝手口ドアについて、ガラスの面積がドア面積の50%以上の補助対象製品(製品にテラスドア、勝手口ドアの名称があるものに限る)を用いて改修する場合は補助対象とする。なお、採風・通風タイプは製品名に「採風・通風」があるものを使用すること。

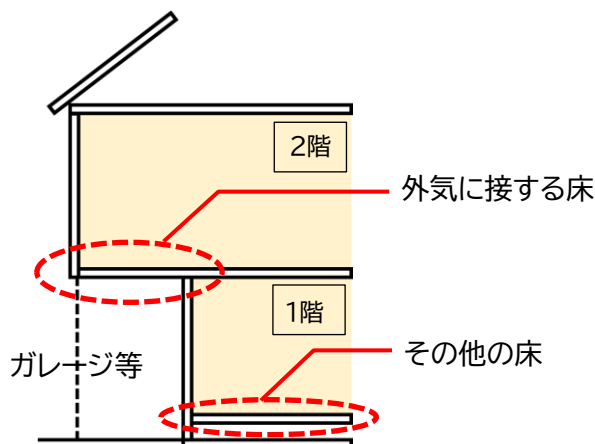
(ウ) 断熱材(天井・外壁・床)の施工について

天井改修においては、改修する居室等にかかわらず、屋根の直下の天井、及び外気に接する天井の全てを改修すること。ただし、バルコニー等で改修が困難な部分は改修しなくてもよい(天井全体面積の最大15%まで)。

床改修においては、外気に接する床(張出し床、ガレージ上、アルコーブ等)のみならずその他の床(外気に通じる床裏に接する床)も改修要件とする。(図1参照)

ただし、浴室の床及び玄関等の土間床は、断熱改修が困難な場合は改修しなくてよい。

図1 改修要件となる床の例



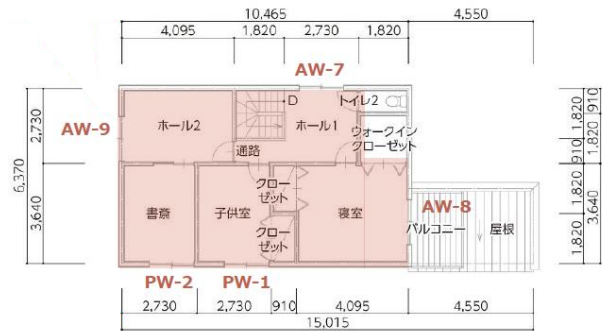
■床断熱の考え方

■■■■ 補助対象床面積部

1階平面図

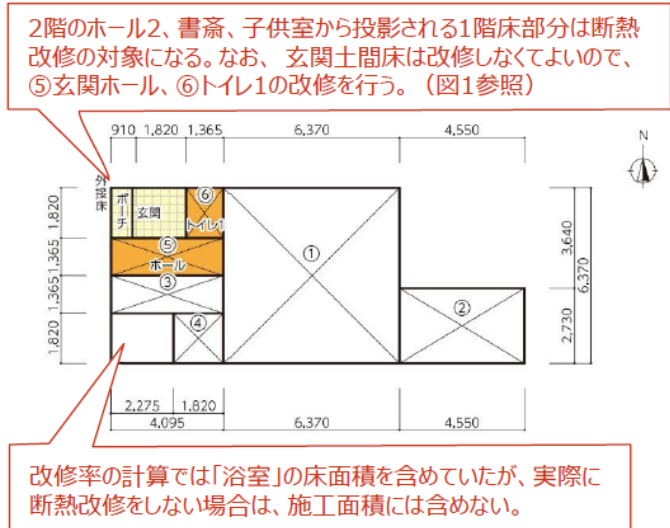


2階平面図

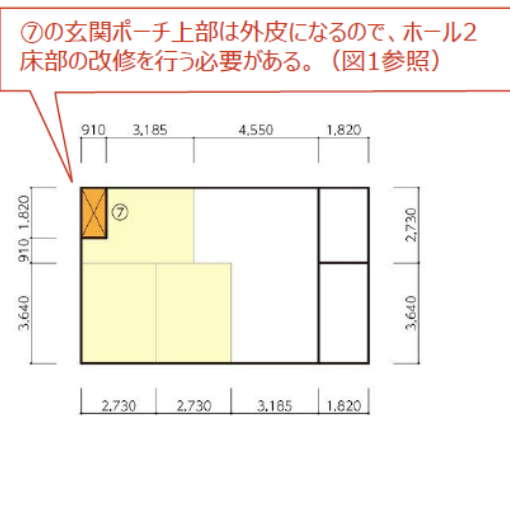


上記例の【床断熱】施工面積

1階床求積図



2階床求積図



<【床】施工面積求積表 (1階) >

階	番号	計算式(mm)	断熱改修施工面積(m ²)
1階	①	6,370×6,370	40.5769
	②	4,550×2,730	12.4215
	③	4,095×1,365	5.589675
	④	1,820×1,820	3.3124
	⑤	4,095×1,365	5.589675
	⑥	1,365×1,820	2.4843
1階小計			69.97445

<【床】施工面積求積表 (2階) >

階	番号	計算式(mm)	断熱改修施工面積(m ²)
2階	⑦	910×1,820	1.6562
2階小計			1.6562

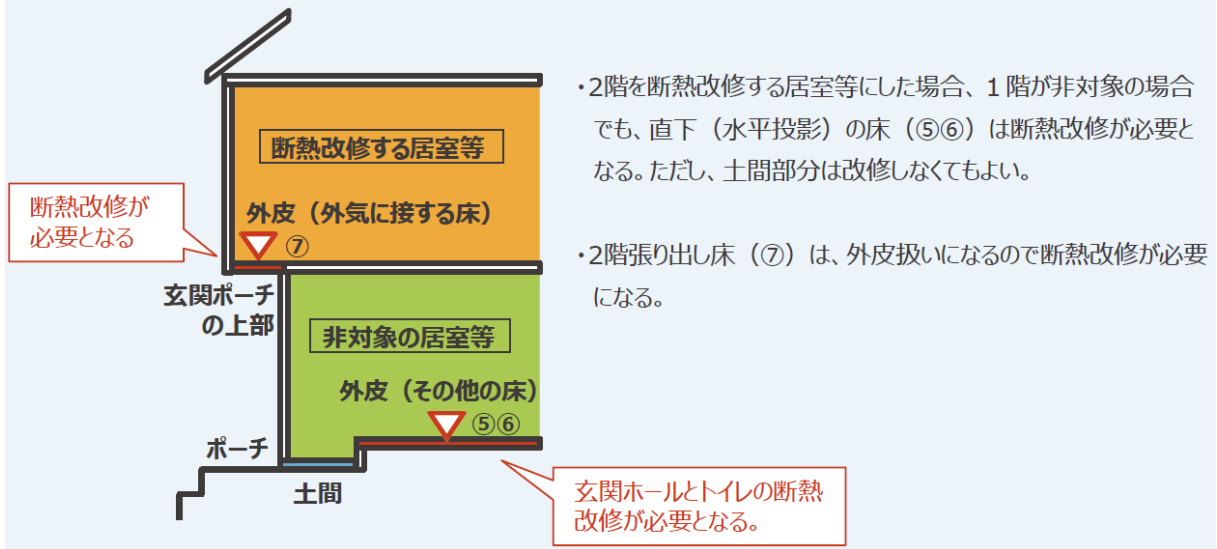
番号は図面等と整合性をとる。

【床】1階2階の施工面積合計：

$$69.97 + 1.65 = 71.62\text{m}^2$$

1階、2階それぞれの施工面積合計の小数点第3位を切捨て、施工面積を算出する。

断熱対象直下床断熱の考え方



(エ) 玄関ドアの改修について

玄関ドアを改修する場合は P4「3. (2)(イ)玄関ドア」に記載されている要件を満たすこと。

(オ) 既設の窓・ガラス・断熱材について

交付申請時、申請する既存住宅に既に一部取り付けてある窓・ガラス・断熱材が、補助対象要件(性能値)に適合する製品である場合、その部分の改修は要件としないこととする。(この場合、根拠書類の提出を必要とする。)

既に取り付けてある窓・ガラス・断熱材に係る経費は補助対象外とする。

4. 補助金額について

断熱改修工事全体の補助上限額は120万円／戸とします。このうち玄関ドアは、補助上限額5万円／戸とします。

補助対象経費は、見積書などによる補助対象製品(高性能建材:ガラス・窓・断熱材・玄関ドア)の購入経費及び当該製品の通常の設置に要する工事費とします。補助金交付申請額は補助対象経費に補助率を乗じた金額とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

$$\text{補助金交付申請額(円)} = \text{補助対象経費(円)} \times 2/3 (\text{補助率})$$

5. 交付申請等の受付・提出期間

補助金の交付を受けるには、①交付申請書、②実績報告書、③請求書の提出が必要です。受付・提出期間内に必要書類を添えて、杜の都脱炭素センター(③請求書のみ仙台市環境局先行地域推進室)まで提出してください。書類に不備がある場合、提出された書類に記載の連絡先へ、ご連絡します。

(1) 交付申請の受付期間・提出先

受付期間	令和6年8月1日(木)から令和7年1月31日(金)まで
提出先	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目8-25 NTT 東日本仙台青葉通ビル 株式会社 NTT ネクシア東北センター内 杜の都脱炭素センター あて

※ 提出する書類については、「10. 交付申請に必要な書類」をご確認ください。

【注意点】

- ・ 事業着手前に交付申請書を提出してください。ただし、事前着手届出書(様式第3号)を提出の上、不備がないことを本市が確認した場合は、この限りではありません。
- ・ 申請を受理してから 30 日以内に審査(書類、必要に応じて現地確認)を行い、交付決定・不交付決定を申請者本人宛てに通知します。なお、書類是正に要する期間は30日に含まれません。
- ・ 申請書類に修正を加える際は、申請者本人の訂正印(申請書に押印した印鑑)が必要です。修正液や修正テープ、手続代行者の訂正印では訂正できません。ただし、軽微な誤りは、申請者に確認の上、代筆にて修正することがありますので、申請書類の「捨印」欄への押印にご協力ください(実績報告書も同様です)。
- ・ 市税納付状況確認で市税の完納を確認できなかった場合は、「市税の滞納がないことの証明書」を提出していただく必要があります。未納となっている市税があれば納付のうえ、最寄りの区役所又は総合支所で「市税の滞納がないことの証明書」(一通300円の手数料が必要です)の交付を受けて、仙台市環境局先行地域推進室に提出してください。
- ・ 提出された書類について問い合わせをする場合がありますので、交付申請書類のコピーを保管してください(実績報告書も同様です)。

(2) 実績報告書の提出期間・提出先

提出期間	補助対象事業が完了した日から起算して30日以内、又は2月14日(金)のいずれか早い期日まで
提出先	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目8-25 NTT 東日本仙台青葉通ビル 株式会社 NTT ネクシア東北センター内 杜の都脱炭素センター あて

※ 提出する書類については、本手引きの「11. 実績報告に必要な書類」をご確認ください。

(3) 補助金交付請求書の提出期間・提出先

提出期間	本市から補助金交付額確定通知書(様式第 10 号)が届き次第、速やかに(14日以内が目安)
提出先	<p>請求書は電子メールまたは郵送で提出できます(可能な限り早くお支払いするため、電子メールによる提出にご協力ください)。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> <p>【注】請求書の提出先は「杜の都脱炭素センター」ではありません！</p> </div> <p>電子メール：zerocarbon@city.sendai.jp 住所：〒980-0802 仙台市青葉区二日町 6-12 MSビル二日町 5 階 仙台市環境局先行地域推進室 あて</p>

※ 補助金を振り込む口座は申請者本人の名義である必要があります。口座の名義や番号を確認できる通帳の写しなどを添付してください。なお、申請者以外の名義の口座には振り込むことができません。

6. 交付申請に必要な書類

No.	添付書類	チェック
1	補助金交付申請書(様式第1号)	<input type="checkbox"/>
2	事業計画書(様式第2号)	<input type="checkbox"/>
3	申請者が個人の場合は、住民票(個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)又はこれに代わるもの。(発行日から3か月以内のもの)	<input type="checkbox"/>
4	申請する住宅の住所及び所有者が確認できる登記事項証明書。発行日から3か月以内のものをご用意ください。	<input type="checkbox"/>
5	補助対象経費が把握できる見積書等(2社以上の見積書を提出するものとし、これにより難しい場合は、その理由を示す書類を添付すること。)	<input type="checkbox"/>
6	<p>総括表兼断熱改修経費明細書(参考様式1) 延床面積、補助対象床面積合計、エネルギー計算結果早見表の組み合わせ番号、改修率を記載すること。 メーカー、製品名、熱抵抗値、熱貫流率など改修部位が補助要件を満たしていることを確認できるものとする。</p>	<input type="checkbox"/>
7	<p>関係図面(平面図、立面図、工事計画図面、面積計算表)又はこれに代わるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平面図 改修前の 1/100~1/50 程度の平面図(改修しないフロアも含む)に方位と室名を示して提出してください。 ・ 立面図 東西南北4面がわかる改修後の立面図を提出してください。 <p>※ただし、早見表で組合せ番号7番を選択した場合(窓、ガラス、外壁のいずれの改修も実施しない)は、提出は不要とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事計画図面 	<input type="checkbox"/>

	<p>改修後の1/100～1/50程度の平面図(改修しないフロアも含む)に方位と室名を示して提出してください。</p> <p>また、窓・ガラスの改修がある場合は明細書に記載した番号と同じ番号を明記してください。</p> <p>※ただし、早見表で組合せ12番を選択した場合は、平面図は不要とし、工事計画図面のみの提出で可とします。</p> <p>・ 面積計算表</p> <p>A)延べ床面積を示したものの。算定式を明記してください。</p> <p>B)補助対象床面積を示したものの。改修率の算定式、改修率を明記してください。</p> <p>なお、補助対象床面積部は、平面図に着色や網掛けで明示してください。</p> <p>C)部位ごとに、断熱材の施工面積を示したものの。断熱改修を行う箇所を網掛け又は着色にて明示してください。</p> <p>また、番号と施工面積を記載し、総括表兼断熱改修経費明細書の面積計算表番号、施工面積と整合を図ってください。</p>	
8	補助対象事業の実施期間を把握できる予定工程表(補助対象設備の整備に係る工事期間、導入時期が判別できること)	<input type="checkbox"/>
9	使用材料が指定の仕様又は性能を備えることがわかる書類(カタログなど)	<input type="checkbox"/>
10	CO2 排出削減効果の算定根拠資料(参考様式 2)	<input type="checkbox"/>
11	<p>工事前の住宅の全景及び改修箇所に係る写真</p> <p>※改修対象としない(改修要件とならない)窓がある場合は、以下を提出してください。</p> <p>・ 「換気小窓」「換気を目的としたジャロジー窓」「ガラスブロック」であることが確認できる写真。</p> <p>・ 「300mm×200mm 以下のガラスを用いた窓」であることが分かるようにスケールを当てた写真。</p>	<input type="checkbox"/>
12	その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

- ・ 既に一部取り付けてある窓・ガラス・断熱材が、補助対象条件に適合する製品である場合、その部分の改修は要件としないことができます。ただし、改修しない場合には、上記6. 交付申請に必要な書類及び7. 実績報告時に必要な書類の内容に沿って、補助対象条件に既に適合していることを示す書類(様式自由)を提出してください。
- ・ 天井・床の面積は壁芯寸法で求積し、小数第3位を切り捨てとしてください。
- ・ 写真は改修箇所が確認できるカラーの写真を提出してください。

■補助金交付申請書(様式第1号)の記入方法

様式第1号(第8条関係)

【申請者が対象住宅の居住者等の場合に使用】

捨印

仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付申請書

軽微な誤りは、申請者に確認の上、代筆にて修正することがありますので、申請書の「捨印」欄への押印にご協力ください。

令和6年*月*日

(あて先) 仙台市長

〒***-***

申請者の住所又は所在地 **仙台市泉区紫山*丁目**番地**

電話番号 *****-***-*****

E-Mail *******@***.co.jp**

申請者の氏名又は名称 **松井 泉**

印

認印(シャチハタ不可。捨印と同じもの)

標記の補助金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第3条第1項及び仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象事業を実施する対象住宅の所在地

仙台市泉区紫山*丁目**番地

2 補助対象事業に係る設備利用者のDR/VPP事業への参加の有無等

・ 参加(する ・ しない)

※ 参加する場合は、実績報告までに東北電力株式会社への申込を完了してください。

・ 【参加する場合のみ記入】対象住宅の供給地点特定番号(22桁、ハイフンなし)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 「お客さま番号」とは異なりますので、ご注意ください。

事業計画書(様式第2号)で算出した設備ごとの申請額を記入してください。(千円未満切捨て)

3 申請する補助対象設備と

補助対象設備	交付申請額(税抜)	
太陽光発電設備	金	千円
蓄電池	金	千円
HEMS(ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)	金	千円
高効率給湯器(自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器(エコキュート))	金	千円
既存住宅断熱改修	金	1,200 千円
交付申請額合計	金	1,200 千円

4 補助対象事業の開始及

事業全体の目安の期間を記入してください。添付書類の「予定工程表」と整合をとり、工事完了日から30日以内、又は2月14日（金）までに実績報告が可能となるよう、余裕のあるスケジュールとしてください。

		開始予定日	完了予定日
補助対象事業全体		令和 6年 9月 1日	令和 6年 10月 31日
補助対象設備	太陽光発電設備	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	蓄電池	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	HEMS	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	高効率給湯器	令和	
	既存住宅断熱改修	令和 6年 9月 1日	令和 6年 10月 31日

設備ごとの目安の期間を記入してください。

5 添付書類

添付書類にチェック（塗りつぶし又はレ点）を入れてください。添付書類に不備がある場合は、受理されません。

(1) 共通

- 事業計画書（様式第2号）
- 【申請者が個人の場合】住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。発行日から3か月以内のもの）
- 【申請者が民間事業者（届出済事業者を除く。）の場合】商業登記簿履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの）
- 補助対象事業を実施する対象住宅の住所及び所有者が確認できる登記事項証明書の写し等（発行日から3か月以内のもの）
- 【補助対象事業に係る設備利用者と住宅の所有者が異なる場合】所有者が事業を実施することに同意していることが分かる書類
- 補助対象経費が把握できる見積書等（原則として2者以上のもの。ただし、これにより難しい場合は、その理由を示す書類）
- CO2削減効果の算定根拠資料
- 補助対象事業の実施期間を把握できる予定工程表
- 【該当がある場合のみ】その他市長が必要と認める書類（ ）

(2) 設備関係

- 【太陽光発電設備・蓄電池・HEMS・高効率給湯器】補助対象設備の仕様書又はカタログ
- 【太陽光発電設備・蓄電池・HEMS・高効率給湯器】補助対象設備の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等。補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること。）又はこれに代わるもの
- 【太陽光発電設備・蓄電池・HEMS・高効率給湯器】施工前の写真
- 【太陽光発電設備】年間の想定自家消費電力量及び年間の想定発電量の根拠資料
- 【蓄電池】蓄電池のパッケージ型番が、国が実施する補助対象事業における補助対象システムとして、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）に登録されていることが分かる書類
- 【高効率給湯器】既に設置している給湯機器を入れ替える場合は、撤去設備の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの及び撤去前の写真（仕様書又はカタログ等に記載された設備と同一の設備であるかを銘板等の写真を用いて確認できること。）
- 【既存住宅断熱改修】関係図面（平面図、立面図、工事計画図面、面積計算表）又はこれに

代わるもの

- 【既存住宅断熱改修】使用材料が指定の仕様又は性能を備えることがわかる書類
- 【既存住宅断熱改修】工事前の住宅の全景及び改修箇所に係る写真

6 誓約事項

- 導入する設備は、法令、条例等に適合して設置すること
- 要綱第3条第2項各号のいずれにも該当しないこと
- 市から導入設備の使用状況報告の要請があった場合は速やかに対応すること
- 補助金受給完了後も、管理台帳により導入設備の善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い、効果的な運用を図ること
- この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、要綱第17条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てないこと
- 補助対象事業を実施する対象住宅の使用電力を再エネ100%電力にすること
- DR/VPP事業に参加する場合は、当該事業への申込状況や機器の制御状況等（匿名情報に加工したもの）について、市が東北電力株式会社に対し照会することに同意すること。

宣誓事項をよく確認してからチェック（塗りつぶし又はレ点）を入れてください。

7 市税納付状況確認

私（法人（団体）含む）の仙台市市税納付状況（税目・税額・申告の有無等）を、先行地域推進室が税務担当課に照会することに

同意します

同意しません

※ 該当するものを○で囲んでください。同意する場合は、納付状況の確認に際し、申請者を特定するために必要な下記の情報について記入をお願いします。

■ 個人の場合

・ 生年月日（昭和**年 *月 *日）

※個人事業主の方は次の2点についても記入をお願いします。

・ 事業所所在地

（申請者と同一の場合は記入不要）

・ 事業所名称・屋号

□ 法人格を有する場合

・ 本店や主たる事務所の所在地

（申請者と同一の場合は記入不要）

・ 本店や主たる事務所の名称

（申請者と同一の場合は記入不要）

・ 法人番号（13桁）

※ 同意されない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの区役所・総合支所税証明担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」（申請日前30日以内に交付を受けたものに限ります。）を添付して申請してください（1通300円の手数料が必要です。）。

【「市税の滞納がないことの証明書」の交付にあたって】

市税を10日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実が分かる書類をお持ちください（法人市民税・事業所税の場合は申告書の控えもお持ちください。）。

8 設備の設置等を行う者

法人等名称	株式会社***工務店
代表者役職・氏名	代表取締役 定禅寺 通
担当者役職・氏名	営業部マネージャー 杜野 都
住所又は所在地	仙台市泉区**町*丁目**番地
届出済事業者番号	***
電話番号	090-****-****
E-Mail	***@**.co.jp

設備の設置等について、住宅の居住者と契約する事業者の情報を記入してください。
また、届出済事業者番号は「杜の都脱炭素センター」のホームページに公表しています。
※未届け事業者による設備の設置は、原則として補助の対象外となります。

9 手続きの代行

申請手続きの代行業を依頼する場合は、記入してください。

携帯電話等の日中連絡が取れる電話番号を記入してください。

私は、要綱第14条に基づき、申請手続きについて以下の者を代理人と定め、手続きの代行業を依頼します。

法人等名称	株式会社***工務店
代表者役職・氏名	代表取締役 定禅寺 通
担当者役職・氏名	営業部マネージャー 杜野 都
届出済事業者番号	***
住所又は所在地	*仙台市泉区**町*丁目**番地
電話番号	090-****-****
E-Mail	***@**.co.jp

※代行業を依頼する場合のみ記入

■事業計画書(様式第2号)の記入方法

様式第2号(第8条関係)

軽微な誤りは、申請者に確認の上、代筆にて修正することがありますので、申請書の「捨印」欄への押印にご協力ください。



事業計画書

提出日
(交付申請書とあわせること)

令和6年*月*日

申請者名 松井 泉

該当するものにチェック(塗りつぶし又はレ点)を入れてください。

1 補助対象事業の概要

導入予定の補助対象設備	導入手法
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 電力販売 <input type="checkbox"/> リース
<input type="checkbox"/> 蓄電池	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 電力販売 <input type="checkbox"/> リース
<input type="checkbox"/> HEMS	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 電力販売 <input type="checkbox"/> リース
<input type="checkbox"/> 高効率給湯器	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース
<input checked="" type="checkbox"/> 既存住宅断熱改修	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者実施

2 補助対象経費等の概要

導入設備の「3 補助対象設備の内容」
A 「補助対象経費の合計」の合計
B 「他補助金額」の合計
を記入してください

事業全体	
A 補助対象経費の合計	1,200,000 円(税抜)
B 活用予定の他補助金の合計	0 円(税抜)
C 交付申請額の合計	1,200,000 円(税抜)

導入設備ごとに補助率を乗じて算出した金額(千円未満切捨て)の合計を記入してください。
なお、それぞれの設備の補助上限額の合計を超える金額を記入することはできません。

■ 3-5 既存住宅断熱改修

チェック（塗りつぶし又はレ点）を入れてください。

(1) 断熱改修に係る補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	***,*** 円
		労務費	***,*** 円
		直接経費	***,*** 円
	（間接工事費）	共通仮設費	***,*** 円
		現場管理費	***,*** 円
		一般管理費	***,*** 円
	付帯工事費		***,*** 円
	機械器具費		***,*** 円
測量及試験費		***,*** 円	
設備費	設備費		***,*** 円
業務費	業務費		***,*** 円
事務費	事務費		***,*** 円
A 合計			2,600,000 円
A-1 うち、断熱材、窓・ガラス			2,300,000 円
A-2 うち、玄関ドア			300,000 円
B-1 他補助金の活用予定 （断熱材、窓・ガラス）			—
※複数ある場合は全て記入すること			他補助金名 他補助金額 0 円
B-2 他補助金の活用予定 （玄関ドア）			—
※複数ある場合は全て記入すること			他補助金名 他補助金額 0 円
C 補助対象経費の合計（= (C-1) + (C-2)）			2,600,000 円
C-1 うち、断熱材、窓・ガラス（= (A-1) - (B-1)）			2,300,000 円
C-2 うち、玄関ドア（= (A-2) - (B-2)）			300,000 円
D 交付申請額【千円未満切捨て】			
・玄関ドアがない場合			
D-1 $C \times 2 / 3$ 又は 120 万円のいずれか小さい額			
・玄関ドアがある場合			
D-2 と D-3 の合計金額			
D-2 $(C-1) \times 2 / 3$ 又は 120 万円 - (D-3) の いずれか小さい額			
D-3 $(C-2) \times 2 / 3$ 又は 5 万円のいずれか小さい額			
※上限 120 万円/戸。うち玄関ドアは、上限 5 万円/戸。			
			1,200,000 円

玄関ドアがある場合
D-2 : $2,300,000 \times 2 \div 3$ 又は 120 万円 - 5 万円の小さい額、D-3 : 5 万円より
D-2 と D-3 の合計金額 : 1,200,000

※ 既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご留意ください。

計算内容の分かる添付書類（参考様式 2 など）と整合をとってください。

(2) 断熱改修の実施による効果等

D 断熱改修の実施による CO2 削減効果	**.*	t-CO2/年
-----------------------	------	---------

■総括表兼断熱改修経費明細書(参考様式1)の記入方法

・ 4 明細書(断熱材)

部位	面積計算表 番号	構成	メーカー名	製品名
天井 ※		1層目		
		2層目		
		1層目		
		2層目		
外壁		1層目		
		2層目		
		1層目		
		2層目		
床		1層目		
		2層目		
		1層目		
		2層目		

使用する補助対象製品のメーカー名、製品名を省略せずに入力してください。

天井、外壁、床の部位毎に面積計算表に記載した番号を記入してください。製品・仕様が同じで施工面積と補助対象経費が合算されているものについては1行にまとめて○～○などと記載いただいても構いません。

熱伝導率 (λ値 W/m ² ・K)	厚み (mm)	熱抵抗値 (R値 m ² ・K/W)	合計熱抵抗値 (m ² ・K/W)	性能要件 (R値 m ² ・K/W)	適合可否
				2.7 以上	
				2.7 以上	
				2.7 以上	
				2.7 以上	

使用する補助対象製品の熱伝導率と厚みを入力してください。熱抵抗値と適合可否が自動表示されます。

施工面積 (m ²)	補助対象経費 (円)

施工面積を記入してください。

補助対象経費を記入してください。

・ 5 明細書(窓)

工事計画図 の窓番号	メーカー名	製品名

工事計画図面に記載した番号を記入してください。
ガラスについても同様に記入してください。

使用する補助対象製品のメーカー名、製品名を省略せずに入力してください。
ガラス、玄関ドアについても同様に記入してください。

熱貫流率 (Ug値 $W/m^2 \cdot K$)	性能要件 (熱貫流率 Ug値 $W/m^2 \cdot K$)	適合可否	補助対象経費 (円)
	1.5 以下		
	1.5 以下		
	1.5 以下		
	1.5 以下		

使用する補助対象製品の熱貫流率を記入してください。適合可否が自動表示されます。
ガラス、玄関ドアについても同様に記入してください。

補助対象経費を記入してください。
ガラス、玄関ドアについても同様に記入してください。

7. 実績報告に必要な書類

No.	添付書類	チェック
1	実績報告書(様式第9号)	<input type="checkbox"/>
2	契約書の写し	<input type="checkbox"/>
3	補助対象事業に係る支出を証する書類の写し。補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書又はこれに代わるもの	<input type="checkbox"/>
4	工事内容を証明する書類(使用した材料のメーカーや代理店等が発行した出荷証明書又は納品書の写し等。規格・仕様、数量、単位、単価を明記してください。)	<input type="checkbox"/>
5	補助事業の実施状況を示す写真	<input type="checkbox"/>
6	補助事業者が買取再販事業者等であって、補助事業を実施した住宅を住宅購入者に販売する場合、本補助金による補助金相当分が住宅購入者に還元されたことが分かる書類	<input type="checkbox"/>
7	その他市長が必要と認める書類(該当する場合のみ)	<input type="checkbox"/>

■実績報告書(様式第9号)の記入方法

様式第9号(第12条関係)

捨印

仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金実績報告書

軽微な誤りは、申請者に確認の上、代筆にて修正することがありますので、申請書の「捨印」欄への押印にご協力ください。

令和6年*月*日

(あて先) 仙台市長

〒****-****

申請者の住所又は所在地 仙台市泉区紫山*丁目**番地

電話番号 ****-****-****

E-Mail *****@****.co.jp

申請者の氏名又は名称 松井 泉

印

認印(シャチハタ不可。捨印と同じもの)

令和6年*月*日付け仙台市(環脱先)指令第**号により交付決定を受けた補助事業について、仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第12条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

交付決定通知書に記載されている情報を転記してください。

記

1 補助事業の実績を報告する対象住宅の所在地

仙台市泉区紫山*丁目**番地

該当するものにチェック(塗りつぶし又はレ点)を入れてください。

2 補助対象事業の概要

導入したの補助対象設備	導入手法
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 電力販売 <input type="checkbox"/> リース
<input type="checkbox"/> 蓄電池	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 電力販売 <input type="checkbox"/> リース
<input type="checkbox"/> HEMS	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 電力販売 <input type="checkbox"/> リース
<input type="checkbox"/> 高効率給湯器	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース
<input checked="" type="checkbox"/> 既存住宅断熱改修	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者実施

3 補助対象経費等の概要

事業全体

A 補助対象経費の合計	1,200,000 円(税抜)
B 活用する他補助金の合計	0 円(税抜)
C 交付決定額の合計	1,200,000 円(税抜)

■ 4-5 既存住宅断熱改修

(1) 断熱改修に係る補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	***,*** 円
		労務費	***,*** 円
		直接経費	***,*** 円
	（間接工事費）	共通仮設費	***,*** 円
		現場管理費	***,*** 円
		一般管理費	***,*** 円
	付帯工事費		***,*** 円
	機械器具費		***,*** 円
	測量及試験費		***,*** 円
設備費	設備費		***,*** 円
業務費	業務費		***,*** 円
事務費	事務費		***,*** 円
A 合計			2,600,000 円
A-1 うち、断熱材、窓・ガラス			2,300,000 円
A-2 うち、玄関ドア			300,000 円
B-1 他補助金の活用予定 （断熱材、窓・ガラス）			
※複数ある場合は全て記入すること			
他補助金名			—
他補助金額			0 円
B-2 他補助金の活用予定 （玄関ドア）			
※複数ある場合は全て記入すること			
他補助金名			—
他補助金額			0 円
C 補助対象経費の合計（= (C-1) + (C-2)）			2,600,000 円
C-1 うち、断熱材、窓・ガラス（= (A-1)-(B-1)）			2,300,000 円
C-2 うち、玄関ドア（= (A-2)-(B-2)）			300,000 円
D 交付申請額【千円未満切捨て】			
・玄関ドアがない場合			
D-1 $C \times 2 / 3$ 又は 120 万円のいずれか小さい額			
・玄関ドアがある場合			
D-2 と D-3 の合計金額			
D-2 $(C-1) \times 2 / 3$ 又は 120 万円-(D-3) の いずれか小さい額			
D-3 $(C-2) \times 2 / 3$ 又は 5 万円のいずれか小さい額			
※上限 120 万円/戸。うち玄関ドアは、上限 5 万円/戸。			1,200,000 円

※ 既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご留意ください。

(2) 断熱改修の実施による効果等

D 断熱改修の実施による CO2 削減効果	**.*	t-CO2/年
-----------------------	------	---------

8. 補助金の交付

補助金交付請求書の内容が適正であるときは、当該請求書に記載された口座に、補助金を振り込みます。補助金の振込予定日や振込完了の連絡は行いません。適宜通帳等でご確認をお願いします。なお、請求書を提出してから補助金の振り込みまで14日程度期間を要する場合があります。特に年末と年度末は会計処理が集中するため、振り込みまでお時間をいただく場合があります。

9. 取得財産の管理・処分

この補助金により取得した設備を補助金の目的以外の用途に使用することはできません。補助金の目的を達成するよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。また、補助金により取得した設備を処分(譲渡、交換、貸付、廃棄など)しようとするときは、本市へ財産処分承認申請書(様式第12号)を提出し、承認を受けなければなりません(※)。未承認のまま財産処分が行われた場合、仙台市は交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることがあります。事前に仙台市環境局先行地域推進室までお問い合わせください。

※取得単価が50万円未満の財産は処分制限対象外ですが、補助事業の完了後においても管理するための台帳を備え、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければなりません。

10. 再エネ100%電力契約状況の報告

補助事業により設置した設備利用者等は、本市から提出を求められた場合、本市が指定する期日までに、再エネ100%電力契約状況報告書(様式第14号)の提出が必要です。

11. 補助事業完了後の市への協力

補助事業が完了した方に対しては、補助事業の効果を確認するため、導入した設備の使用状況等のデータの提供にご協力いただくことがあるほか、市が取り組んでいる「脱炭素都市づくり」や「資源循環都市づくり」の推進に向け、当該事業に関するアンケート等をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。